

4 県民医療費（都道府県医療費）の推計方法の概要

推 計 期 間	第一期医療費適正化計画の計画期間の最終年度（平成24年度）まで
推 計 の 対 象 と な る 医 療 費	住民の住所地別の都道府県医療費を推計の対象とする。
推 計 に 使 用 す る 基 礎 デ ー タ	医療機関メディアス（厚生労働省保険局） 医療機関の所在地別、入院・入院外医療費 等 老人医療事業年報、国民健康保険事業統計（厚生労働省保険局） 都道府県別、入院・入院外医療費 等 患者調査（厚生労働省大臣官房統計情報部） 患者の住所地別患者数と医療機関の所在地別患者数 等 都道府県別将来推計人口（国立社会保障人口問題研究所） 病院報告（厚生労働省大臣官房統計情報部） 都道府県別、平均在院日数 等 その他、国勢調査（間の年は、推計人口）や国民医療費 等
推 計 の 流 れ	現状（基準年度「平成18年度」）の住民住所地別の県民医療費の推計 現状のまま推移した場合の県民医療費の伸び率の算出 現状のまま推移した場合の県民医療費の将来推計 医療費適正化効果の算出及び医療費適正化後の県民医療費の将来推計

5 医療費適正化効果について

本計画における医療費適正化対策は、「生活習慣病の予防対策」と「平均在院日数の短縮対策」の2つを柱としますが、このうち、「生活習慣病の予防対策」については、医療費の削減効果が現れるのにタイムラグがあると考えられることから、本計画（第一期医療費適正化計画）においては、「平均在院日数の短縮対策」による効果のみ見込むこととします。

6 県民医療費の推計

厚生労働省が示す積算方法による本県の医療費の見通し

